

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の 低所得の子育て世帯分）給付事業

厚生課 家庭支援係

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活支援を行うため、ひとり親以外の住民税非課税の子育て世帯を対象に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。



制度に関する詳細は市ホームページをご覧ください。

▶支給対象となる方

令和3年3月31日時点で、18歳未満の児童*（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等で、以下の①、②いずれかに該当する方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）
*令和3年4月2日以降から令和4年2月末までに生まれた新生児も対象となります。

①令和3年度住民税（均等割）が非課税の方

②令和3年1月1日以降の収入がコロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、非課税相当の収入となった方

▶支給額

児童1人当たり一律5万円 ※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

▶支給手続き

① ①に該当する方で、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者

- ➔ 申請不要。対象となる方には、通知をお送りします。
※児童手当等の指定口座を解約しているなど、支給に支障がある場合や受給を希望しない場合は、届出が必要です。

② 上記①以外の方または支給対象者②の方（例：高校生のみを養育している方、収入が急変した方）

- ➔ 申請が必要。申請受付開始は、7月中旬以降を予定しています。
ア 該当する高校生のみの方には、申請書を送付します。
イ ②に該当する方は、申請書を市ホームページからダウンロードするか、市役所厚生課窓口でお受け取りください。必要書類とあわせて、ご提出ください。

▶支給時期

- ① ➔ 7月上旬予定
- ② ➔ 申請受付後、順次支給します。

※未申告の場合は、所得判定ができないため支給されない場合があります。

▶申請期限

令和4年2月28日(月)

◆保険料の軽減について

所得の低い方や制度加入直前に被用者保険の被扶養者だった方には、保険料軽減措置があります。

①所得の低い方の軽減措置

減額区分	所得区分
7割軽減	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額の合計額が43万円+10万円×(給与所者等の数* - 1)以下
5割軽減	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額の合計額が43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所者等の数* - 1)以下
2割軽減	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額の合計額が43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所者等の数* - 1)以下

*世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する者の数と公的年金等の収入が125万円を超える者（給与所得を有する者を除く）の数の合計

②被扶養者の軽減措置

制度加入直前に、被用者保険の被扶養者であった被保険者は、所得割額がかからず、制度加入から2年間は、均等割額が5割軽減となります。

国保・後期高齢者医療保険のお知らせ

市民課 国保年金係 / 税務課 市民税係

◆8月1日は、国民健康保険被保険者証（保険証）の更新日

国民健康保険の保険証は、7月31日で有効期限が終了し、8月1日から新しい保険証に更新されます。新しい保険証は、7月中旬から順次郵送で世帯主宛にお送りします。7月下旬までに届かない場合はご連絡ください。

【新しい保険証】昨年度から70歳以上75歳未満の方の被保険者証と、負担割合を記載した高齢受給者証がひとつになり、1枚の証で医療機関を受診できるようになりました。



新しい保険証は、うぐいす色です。

◆届出（加入・離脱手続き）を忘れずに！

日本では、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるよう、すべての人が健康保険に加入します（国民皆保険制度）。会社等を辞めた場合は、原則、国民健康保険に加入することになります。

【加入届出をしないでいると…】医療費を全額自己負担することになり、さかのぼって国保税を納めることとなります。また、会社などに勤め、職場の健康保険に加入した場合には、国保離脱の届出が必要です。職場の健康保険などと異なり、国保は、各自で届出が必要です。

◆「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請・更新

保険証と「認定証」を保険医療機関に提示することで、窓口負担が自己負担限度額までとなります。発行期日は申請のあった月の初日です。入院・高額な外来受診をする前に手続きをしてください。引き続き必要な方は、更新が必要です。原則、国保税に滞納のない世帯に交付します。

【70歳以上の方は…】限度額区分によって認定証が不要ですので、事前にお問い合わせください。

◆納税通知書の送付・納付方法

○保険税は7月から令和4年2月まで、8回に分けて納めていただきます。

○現金で納入する場合は、納税通知書に記載されている金融機関またはコンビニエンスストア等で納期までに納めてください。（納税通知書は7月中旬に発送します。）

○口座振替の場合は、確実に引き落とされるよう、納期限前日までに預金残高の確認をお願いします。（口座振替を希望される場合は、市内金融機関または税務課窓口でお申込みください。）

※その他詳細については、通知書や小諸市ホームページをご確認ください。

【後期高齢者医療保険について】

◆対象となる方

- 75歳以上の方（75歳の誕生日当日から被保険者となります。加入手続き不要。）
- 65歳から74歳で、一定程度の障がいがあり、加入を希望する方
※市民課に申請し、長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることが必要です。さかのぼっての認定はできません。

◆被保険者証・保険料納入通知書について

○「被保険者証（保険証）」の更新

7月中旬に、加入者全員に、8月からお使いいただく新しい保険証を発送します。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

7月中旬に、対象者へ新しい認定証を郵送します。（適用区分変更により、送付されない場合あり。）

※適用区分が「区分Ⅱ」で過去1年間の入院日数が91日以上の方、または新たに認定を受けようとする方は市民課で申請が必要です。

○保険料納入通知書の送付

7月中旬に送付しますので納入をお願いします。口座振替の方は、預金残高確認をお願いします。特別徴収の方は、9月に特別徴収開始通知書をお送りします。

